

消費税率引上げ延期による「社会保障の充実」への影響

厚生労働委員会調査室 杉山 綾子

1. はじめに

少子高齢化等の影響により社会保障関係費は毎年1兆円ずつ増えており、平成27年度予算においては31兆円を超えた。現役世代の負担が限界に近づきつつある中、平成24年には、消費税率引上げによる社会保障の安定財源確保と制度の充実及び重点化・効率化を同時に実施する社会保障・税一体改革が進められ、消費税率は平成26年4月から8%、平成27年10月には10%に引き上げられることが法定された¹。

平成25年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）（以下「プログラム法」という。）が成立し、社会保障制度改革の全体像・進め方が示された。以後、同法に沿って改革が進められる中、平成26年4月には法律の規定どおり消費税率8%への引上げが行われ、その増収分は全額、子育て支援を含めた社会保障の充実、安定化に充てられた。

続く平成27年10月には消費税率が10%へ引き上げられる予定であったが、経済状況等を踏まえ²、安倍総理は消費税率の引上げを平成29年4月まで1年6か月延期する決断を行った。これにより平成27年度に見込まれる消費税増収分が9兆円台半ば程度から8兆円程度に減少し、それに伴い、「社会保障の充実」に向けられる額も、1.8兆円強から1.35兆円に圧縮され、4,500億円の不足となった。平成27年度以降においても、予定されていた社会保障充実策の財源が不足することは明らかで、社会保障改革スケジュールの見直しが迫られることとなる。

本稿は、消費税率引上げ延期に伴う社会保障改革スケジュールへの影響及び平成27年度予算における「社会保障の充実」に関する項目の概要について述べるものである。

2. 消費税率引上げ延期に伴う社会保障改革スケジュールへの影響

政府は平成26年12月27日、「平成27年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。この中で、社会保障経費については、いわゆる「自然増」も含めて聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑えること、また、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを

¹ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）

ただし、それぞれの消費税率の引上げ前には、いわゆる景気条項として、経済成長率、物価動向等の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされていた（消費税法一部改正法附則第18条第3項、地方税法等一部改正法附則第19条第3項）。

² 平成27年11月17日に内閣府が発表した「平成26年7-9月期のGDP速報値」が、実質成長率▲0.4%（年率▲1.6%）、名目成長率▲0.8%（年率▲3.0%）となり、実質、名目ともに2四半期連続のマイナス成長となった。

行う旨の基本的考え方が示される一方、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定どおり実施するとされた。政府は当該方針のもとに予算編成を進め、平成 27 年 1 月 14 日、平成 27 年度予算を閣議決定した。

平成 27 年度の消費税増収分は 8.2 兆円と見込まれ、全額社会保障の充実・安定化に向けられる。配分の考え方としては、まず基礎年金国庫負担に 3.02 兆円を充て、残額を「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」の合計と「後代への負担のつけ回しの軽減」が概ね 1 : 2 となるよう按分した額をそれぞれ充てる。その結果、「社会保障の充実」に 1.35 兆円、「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」に 0.35 兆円、「後代への負担のつけ回しの軽減」に 3.4 兆円が充てられることとなった。この「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分 1.35 兆円のほか、プログラム法に基づく重点化・効率化による財政効果（▲1,422 億円、うち国費▲1,143 億円）³を加えたものを財源として、平成 27 年度における「社会保障の充実」（1 兆 3,620 億円）及び税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である簡素な給付措置（1,320 億円）を一体として措置することとされた。

ただし、前述のとおり、「社会保障の充実」財源は当初予定より 4,500 億円の減となったため、政府は以下のとおり施策の優先順位付けを行った。すなわち、①子ども・子育て支援の充実、②医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施、③国保への財政支援の拡充の三つを優先的に取り組む施策として整理し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度の実施に向けて 27 年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」を全て実施するために必要な予算措置を行うとともに、医療介護提供体制の改革の推進に必要な事項について重点的な予算措置を行うこととした。その反面、限られた財源の中でこれらの対応を行うため、年金関係の充実については平成 29 年 4 月まで実施が見送られ、介護保険料の低所得者軽減の強化についても、平成 27 年度は対象者を絞ることとし、全面実施は平成 29 年 4 月に先送りされた。

3. 平成 27 年度予算における「社会保障の充実」

次に、「社会保障の充実」として平成 27 年度予算に盛り込まれた項目及び施策の実施が延期された項目について述べていく。

（1）医療・介護サービス提供体制改革

医療・介護需要の急増が予想される 2025 年（平成 37 年）に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進めるため、平成 26 年、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築等の規定を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）（以下「医療介護総合確保推進法」という。）が成立した。平成 26

³ ▲1,422 億円の内訳は、後期高齢者支援金の 1/2 について総報酬割で算定することにより生じる▲604 億円（全額国費）、介護保険の高所得者に係る自己負担割合の引上げ（1 割→2 割）による▲244 億円（国費▲123 億円）、補足給付見直しによる▲198 億円（国費▲100 億円）、介護老人福祉施設の多床室に係る居住費負担の見直しによる▲103 億円（国費▲52 億円）等である。

年度、27年度予算においても、医療・介護サービス提供体制の充実に「社会保障の充実」のための財源が向けられている。

ア 地域医療介護総合確保基金

医療介護総合確保推進法の成立に伴い、平成26年度から、地域医療介護総合確保基金が各都道府県に設置された。当該基金については、消費税の収入をもって充てると法定されているが⁴、その規模については毎年の予算編成の中で調整していくこととされ⁵、平成26年度予算では、904億円（消費税収活用分が544億円（国費362億円）、残る360億円（国費240億円）は一般財源から上乗せ）が積まれた。平成26年度においては、診療報酬改定の時期等に合わせて医療関連事業のみを基金の対象としていたが、平成27年度は介護報酬改定や第6期介護保険事業計画のスタート年に当たることから、介護施設等の整備に関する事業、介護人材の確保に関する事業など介護分野も対象とした基金となる。平成27年度予算においては、医療分として前年度と同額の904億円（国費602億円）、介護分として724億円（国費483億円）⁶を消費税増収分から確保し、総額1,628億円の規模となった。医療分については、前年度と同額ではあるものの、一般財源からの上乗せは含まれず全額が消費税財源となったことで、より安定的な財源確保となったと評価される⁷。

イ 地域支援事業の充実（認知症対策等）

医療介護総合確保推進法では、平成30年までに全市町村が地域支援事業として医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援の充実強化に取り組むこととされ、国は市町村の取組を支援するため、段階的に予算を拡充している。

平成26年度は、認知症に係る地域支援事業の充実等のため、「社会保障の充実」として43億円（国費22億円）が充てられた。平成27年度予算においては、市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実のため236億円⁸（国費118億円）が計上されている。

ウ 平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等

平成27年度介護報酬改定については、平成26年6月24日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2014」（いわゆる骨太2014）で、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化、介護サービス事業者の経営状況を勘案した見直しを行うとともに「安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む」と述べられている。これを踏まえ、財政制度等審議会財政制度分科会⁹や社会保障審議会介護給付費分科会において議論が進められた結果、最

⁴ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第7条

⁵ 第186回国会参議院厚生労働委員会会議録第22号2頁（平26.6.17）

⁶ 介護施設整備事業に634億円（国費423億円）、介護従事者確保事業に90億円（国費60億円）。

⁷ 日本医師会定例記者会見（平27.7.14）における横倉会長発言。その一方で、一般財源を確保して更なる基金の拡充を望む声もある。（「医療介護確保基金の財源の拡充等を要望」『週刊社会保障』（平27.2.2））

⁸ その内訳は、地域の医療・介護関係者による会議の開催等の在宅医療・介護連携の構築に26億円、認知症の本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る地域の構築を推進するために56億円、他職種協働による個別事例の検討等を行う地域ケア会議の推進に47億円、高齢者の社会参加及び生活支援の充実・強化に107億円となっている。

⁹ 財政制度分科会の議論では、平成26年度の介護サービス全体の平均収支差率が+8%と、一般の中小

終的には平成 27 年 1 月 11 日の大臣折衝を経て、▲2.27%の改定率で決定した。

改定率の内訳は、月額 1.2 万円相当の介護職員処遇改善加算を拡充するための+1.65% (784 億円、うち国費 396 億円)、中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算措置を拡充するため+0.56% (266 億円、うち国費 135 億円) が確保される反面、その他の部分で▲4.48%の適正化¹⁰がなされている。平成 27 年度予算では、「社会保障の充実」として、この介護職員処遇改善及び介護サービスの充実に充てられる計 1,051 億円 (国費 531 億円) が計上されている。

その他、「社会保障の充実」として、平成 26 年度診療報酬改定における消費税財源の活用分が、平成 27 年度予算においても 392 億円¹¹ (国費 277 億円) 計上されている。

(2) 国民健康保険への財政支援の拡充等

将来にわたり国民皆保険を堅持するためには、国民健康保険の財政改革が喫緊の課題である。国保への財政支援拡充等のため、平成 26 年度及び平成 27 年度予算において「社会保障の充実」予算が充てられた。また、平成 27 年常会には、プログラム法に基づき医療保険制度の見直しを行うための法案が提出される予定であり、国保等の財政基盤の安定化のほか、国民負担の公平化等についての議論が注視される。

ア 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者保険料(税)軽減措置の拡充

平成 26 年度から国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料(税)軽減措置が拡充され、保険料(税)の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象者が拡大した¹²。平成 27 年度においては、基準額について経済動向等を踏まえた見直し¹³が行われた上で、平成 26 年度と同額の 612 億円(全額地方費)が所要額として計上されている。

イ 国民健康保険への財政支援の拡充

医療保険制度の見直しについては、社会保障制度改革推進本部において平成 27 年 1 月 13 日、「医療保険制度改革骨子」が決定され、国保保険者に対する財政支援の拡充の方向性が示された¹⁴。現行の国民健康保険料(税)の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援制度は、軽減対象者一人当たり、7 割軽減対象者であれば平均保

企業の水準(+2~3%弱)を大幅に上回ることから、介護職員の処遇改善加算の充実を図る一方で、介護報酬基本部分に係る適正化として少なくとも、中小企業並の収支差となる▲6%程度の適正化が必要とされた。(財政制度分科会(平成 26.10.8)資料)

¹⁰ 平成 27 年度予算への影響額(抑制効果)は▲1,100 億円程度。

¹¹ その内訳は、診療報酬本体のプラス改定分(+0.10%)として 155 億円、7 対 1 病床から受け皿病床への円滑な移行のための経過措置の費用として 237 億円となっている。

¹² 国民健康保険の対象者数が約 400 万人、後期高齢者医療制度の対象者数が約 110 万人に拡大。

¹³ 2 割軽減対象となる所得基準額が、基準額 33 万円+47(45)万円×被保険者数。5 割軽減対象となる所得基準額が、33 万円+26(24.5)万円×被保険者数。()内数字は平成 26 年度の額。

¹⁴ 骨子では、国民健康保険の安定化に向け、「平成 27 年度から保険者支援制度の拡充(約 1,700 億円)を実施する。これに加えて、更なる公費の投入を平成 27 年度(約 200 億円)から行い、平成 29 年度には高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約 1,700 億円を投入する。」とされた。これにより、平成 29 年度以降は、平成 27 年度における消費税財源による財政支援策と合わせて、約 3,400 億円の公費が充てられる。

除料収納額の12%を、5割軽減対象者であれば同6%を支援するものであるが、これを、平均保険料算定額¹⁵の15%（7割軽減対象者）、14%（5割軽減対象者）に引き上げるとともに、2割軽減対象者についても13%を支援するよう改める。このための費用が「社会保障の充実」として、1,664億円（国費832億円）計上された。

また、予期せぬ給付増や保険料収納不足等により財源不足となった場合に備え、平成27年度から段階的に、都道府県に財政安定化基金を造成する。基金を利用して都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保することで、一般財源からの財政補填等を行う必要がなくなり、財政の安定化を図ることが可能となる。平成27年度予算においては「社会保障の充実」財源から200億円（全額国費）が計上された。

なお、医療保険制度改革により、平成29年度に後期高齢者支援金の算定に当たり全面総報酬割が実施されることとなれば、それに伴い生じる国費（約2,400億円）を優先的に活用し、約1,700億円を国保財政の安定化に投入する見込みである。

ウ 被用者保険の拠出金に対する支援

医療保険制度改革骨子では、被用者保険者に対する支援も挙げられている。被用者保険の負担が増加する中で、高齢者医療の拠出金負担が重い被用者保険者への支援として、平成27年度から高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、負担軽減を図ることとしている。平成27年度予算においては、「社会保障の充実」として同補助金の拡充のため109億円（全額国費）が計上され、既存分と合わせて、約310億円規模の補助金により、被用者保険者の前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の負担軽減が実施される。

なお、平成29年度には、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費の一部を財源とし¹⁶、被用者保険者支援に約700億円¹⁷が確保される見込みである。

（3）子ども・子育て支援¹⁸

子ども・子育て支援新制度については、政府が取り組む「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要であるとの判断から、平成27年4月から予定どおり実施するとされた。その結果、消費税増収分を優先的に充てる施策の第一として子ども・子育て支援の充実が挙げられ、平成27年度予算には、市町村計画の実現に必要な「量的拡充」分の予算（3,097億円）及び0.7兆円ベースの「質の改善」を全て実施¹⁹するための予

¹⁵ 計算の基礎となる保険料額が、見直し後は収納額ではなく算定額となる。実際の収納額ではなく、法定軽減額や未納額を足し合わせた、元々の計算上の額である算定額を用いることで、支援額は実質増となる。

¹⁶ 「都道府県が国保の財政運営」『厚生福祉』（平27.1.23）ほか

¹⁷ その内訳は、高齢者医療運営円滑化等補助金のために+約600億円、これまで保険者間で調整が行われていた拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減（平成29年度から対象を拡大するとともに、その費用について国と保険者で折半）のために約100億円が見込まれている。

¹⁸ 平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援制度への対応として、平成27年度から保育所運営費補助や児童手当制度等を内閣府に設置される「子ども・子育て本部」に移管することとなっており、関連予算も内閣府予算となる。厚生労働省予算としては、保育所等の施設整備費等が残ることとなる。

¹⁹ 子ども・子育て支援の充実のためには1兆円超の財源が必要とされ、消費税財源から充当される7,000億円のほか、3,000億円超の確保が必要となる。平成27年度予算では、3,000億円超の財源確保にめどは

算（2,030億円）の計5,127億円が計上された²⁰。

項目別に見ると、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う費用として、子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）²¹及び地域子ども・子育て支援事業²²に4,844億円（国費2,195億円）²³が、また、児童養護施設等職員の処遇や職員配置の改善等社会的養護の充実に283億円（国費142億円）が計上された。

その他、子ども・子育て支援分野では、育児休業中の経済的支援の強化²⁴として62億円（国費56億円）が計上されている。

（4）年金

平成27年度予算においては、「社会保障の安定化」に向けて、消費税の増収分からまず基礎年金国庫負担割合2分の1の確保に必要な額（3.02兆円）が充てられる。「社会保障の充実」のための年金関連予算としては、遺族基礎年金の支給対象拡大分が計上されているのみであり、当初予定されていた年金受給資格期間の短縮や低所得者等への福祉的給付措置については、平成27年度中の実施が見送られた。

ア 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、従来、子のある妻又は子が支給対象者とされており、父子家庭には支給されない扱いであったが、年金機能強化法²⁵において、制度における男女差の解消に向け、平成26年4月より、父子家庭も支給対象とされた。平成26年度予算においては10億円が計上されていたが、平成27年度予算では受給権者の増加により、前年度比2倍の20億円（全て国費）が予算計上されている。今後は受給権者の拡大により最大約100億円が必要と見込まれている。

イ 受給資格期間の短縮及び低所得者等への福祉的給付措置

年金機能強化法では、受給資格期間の25年から10年への短縮も盛り込まれていた。受給資格期間の見直しにより満年度ベースで約300億円が必要とされ、平成27年10月に制度開始した場合、平成27年度は約75億円（平成27年11月から平成28年1月の3か月分）が所要額として見込まれていた。

また、年金生活者支援給付金法²⁶では、消費税率引上げとともに低所得の年金生活

立っていないため、「0.7兆円の範囲で実施する事項」として子ども・子育て会議において整理されたメニューについて、全て実施することとされた。

²⁰ 平成26年度では、「社会保障の充実」分0.5兆円のうち、公費0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

²¹ 「施設型給付」とは認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費であり、「地域型保育給付」とは家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費である。

²² 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。

²³ 内閣府予算として計上。その内訳は、約28万人分の保育の受け皿や約20万人分の放課後児童クラブの受入児童数拡充など「量的拡充」に3,027億円（国費1,242億円）、保育士等の処遇改善（+3%）や職員配置の改善等「質的改善」に1,817億円（国費953億円）となっている。

²⁴ 雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第13号）に基づき、育児休業給付の給付率を最初の6か月間について50%から67%に引き上げる暫定措置を、平成27年度も引き続き実施する。

²⁵ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

²⁶ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

者等に対して福祉的給付がなされることとなっている。支給対象者は約 790 万人（老齢基礎年金受給者 600 万人、障害・遺族基礎年金受給者 190 万人）と見込まれ、財政影響額としては満年度ベースで約 5,600 億円、平成 27 年 10 月に制度が施行された場合、平成 27 年度所要額は約 1,900 億円と見込まれていた。

しかし、消費税率の引上げ延期により、両制度ともに平成 27 年度中の実施は見送られ、10%への引上げ時（平成 29 年 4 月）から実施することとされた。

なお、これら受給資格期間の短縮及び年金生活者等への福祉的給付については、法律の規定上、消費税 10%の引上げと同時に施行することとなっているため、今回の実施延期に伴う法改正は不要である。

（５）その他

ア 介護保険制度における低所得者対策

医療介護総合確保推進法に基づき、介護保険の 1 号保険料について、低所得者に対する軽減強化が平成 27 年 4 月から開始される。1 号保険料は、市町村が定める基準額に、所得段階別²⁷に定められる割合（乗率）を乗じて計算されるが、その乗率について、第 1 段階、第 2 段階については 0.5 のところを 0.3 に、保険者判断で設定可能な特例第 3 段階については 0.75 を 0.5 に、第 3 段階²⁸については 0.75 を 0.7 とすることとされ、所要額は約 1,350 億円と見込まれていた。

しかし、消費税増税の延期に伴う財源不足から、軽減強化については二段階に分けて実施することとされ、平成 27 年度においては特に所得の低い人を対象に一部実施、平成 29 年 4 月に完全実施することとされた。平成 27 年度は、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い新第 1 段階（旧第 1 段階、第 2 段階）²⁹を対象として現行の乗率 0.5 を 0.45 に引き下げることとし、そのための所要額 221 億円（国費 110 億円）が平成 27 年度予算に計上された³⁰。

イ 高額療養費制度の見直し

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みである。同制度については、プログラム法において、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じた負担に改めていくべきという規定が置かれたことを受け³¹、70 歳未満の所得区分を従来の 3 区分から 5 区分に細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する見直しが行われ、平成 27 年 1 月から施行されている。平成 26 年度は 42 億円（国費 37 億円）が充てられ、平成 27 年度予算では、満年度分となる 248 億円（国費 217 億円）が計上されている。

²⁷ 現状は標準 6 段階が設定されているが、所得に応じたきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で多段階を設置している現状を踏まえ、第 6 期介護保険事業計画スタートに合わせて、標準 9 段階とする見直しが行われる。

²⁸ 第 3 段階までに、65 歳以上全体の約 3 割が含まれる。

²⁹ 65 歳以上の約 2 割を占める。

³⁰ 平成 29 年には各乗率について、新第 1 段階（旧第 1 段階、第 2 段階）が 0.45→0.3、新第 2 段階（旧特例第 3 段階）が 0.75→0.5、新第 3 段階（旧第 3 段階）が 0.75→0.7 に見直される予定である。

³¹ プログラム法第 4 条第 7 項第 3 号イ

ウ 難病支援

難病対策については、平成 26 年に難病対策新法等³²が成立し、平成 27 年 1 月から新制度がスタートした。難病対策の新制度においては、これまで予算事業として行われてきた難病患者に対する医療費助成が法定給付とされるとともに、その対象疾病の範囲についても 56 疾病から約 300 疾病へと拡大されることとなった。平成 27 年 1 月から第一次実施分として 110 疾病へ拡大しており、同年夏に約 300 疾病となる見込みである。小児慢性特定疾病に対する医療費助成についても、同様の見直しが行われ、平成 27 年 1 月から対象疾病数が 514 疾患から 704 疾患に拡大³³された。

また、難病患者等の自己負担についても見直しが行われ、自己負担割合が 3 割から 2 割に引き下げられるとともに、原則として、所得に応じた区分ごとに月額 2,500 円から最大 3 万円の上限額³⁴が設定された。

平成 26 年度予算においては平成 27 年 1 月及び 2 月の 2 か月分として 298 億円(国費 126 億円)が充てられたが、平成 27 年度予算では、対象拡大予定の疾病分も含めた 2,048 億円(国費 894 億円)が所要額として計上されている。

4. おわりに

以上、見てきたとおり、平成 27 年度予算では、「消費税引上げ時に実施する」旨が明記されている年金関連の施策以外については、何らかの措置がなされた。しかし、平成 27 年度を乗り越えたとしても、平成 28 年度においては、「社会保障の充実」について 1 兆 3,500 億円もの財源不足が見込まれ³⁵、それを補うためには、平成 27 年度以上に厳格な社会保障充実策の優先順位付けが求められることになる。さらに、平成 29 年 4 月に消費税率が 10%へ引き上げられたとしても、税収が満年度化するのは平成 30 年度以降になることや、現状においても子ども・子育て支援の充実に必要とされる 3,000 億円の財源確保の見通しが立たないといった状況にあることから、平成 28 年度及び平成 29 年度の予算編成については、厳しい財政制約の下で行わざるを得ないことは明白である。

次年度以降の予算編成に当たっては、平成 27 年度予算で行われた消費税率引上げ延期の影響による施策の優先順位付けを検証しつつ、プログラム法に立ち返って、今後の社会保障制度の姿、必要な重点化・効率化の在り方を踏まえた編成を行う必要がある。難しい予算編成作業となることが予想される中、政府の手腕に注目したい。

(すぎやま あやこ)

³² 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 47 号)

³³ 平成 26 年までの対象疾病 514 疾病を細分化等し、疾病数を 597 疾病に再整理した上で、新たに 107 疾病を追加して計 704 疾病となっている。

³⁴ 医療費の負担が高額かつ長期にわたる場合には最大で月 2 万円。また、人工呼吸器などの生命維持装置を常時装着し、日常生活が著しく制約される場合は最大で月 1,000 円となる。また、原則対象とならない軽症の難病患者のうち、高額な医療を要する者については対象となるほか、子どもの負担上限額、入院時の食費負担については大人の 2 分の 1 とする配慮がなされている。

³⁵ 『毎日新聞』(平 26. 11. 22)、『朝日新聞』(平 26. 12. 3) ほか